

## 産前産後期間の国民年金保険料の免除

問市民窓口課（市役所1階7番窓口） ☎32-2072、各支所・出張所

国民年金第1号被保険者が出産する場合、一定期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

届け出は、出産予定日の6カ月前からできます。

**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）

**対象** 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人（保険料の免除は同年4月分から）

**申請方法** 市民窓口課と各支所・出張所に備え付けの書類に記入し、必要書類を添えて提出する

**申請に必要なもの**

- 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類または年金手帳
- 顔写真付きの身分証明書
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 親子（母子）健康手帳など（出産後に申請する場合は原則不要。被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日と親子関係が分かる書類）

### 第1号被保険者はどんな人？



20～59歳の自営業や農業者とその家族、学生、無職の人などです。

### 対象になる出産は？

妊娠85日（4カ月）以上の出産（死産、流産、早産を含む）です。

### 津山年金事務所ですり約相談を実施中

津山年金事務所では、年金受給相談や年金請求手続きの事前予約を行っています。

相談内容に合わせ、事前に資料などを準備して対応します。基礎年金番号が分かるものを準備し、電話してください。

問津山年金事務所（田町） ☎31-2360

## 国民健康保険の加入・脱退の届け出をお忘れなく

問医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口） ☎32-2071、各支所・出張所

国民健康保険（国保）に加入するとき、やめるときは、届け出をする必要があります。

退職や扶養から外れるなど職場の健康保険をやめたとき、他市町村の国保の加入者が津山市に転入したときには、国保への加入の届け出が必要です。

また、国保に加入している人が、就職や扶養認定などで新しく他の健康保険に加入したときは、国保をやめる届け出が必要です。

**届け出に必要なもの**

### ■加入するとき

- 資格喪失証明書など、健康保険をやめた日付が分かるもの
- 運転免許証など顔写真付きの身分証明書
- 世帯主の印鑑（スタンプ印不可）

### ■やめるとき

- 国民健康保険証
- 新しくできた健康保険証（家族全員分）
- 世帯主の印鑑（スタンプ印不可）

### ！ ご注意ください

職場の健康保険の加入手続き中に、国民健康保険証を使って受診すると、医療費の返還を求める場合があります。

また、国保の加入が遅れると、過去にさかのぼって保険料を納めることになったり、医療費をいったん全額負担することになったりします。家族でも手続きできるので、必ず早めに手続きしてください。

## ひとり親家庭の就職などを応援しています

問子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2065



### 給付金

手続きには事前の相談が必要です。また、過去に同じ給付金を受けている人、市税などを滞納している人は対象になりません。詳しくは、お問い合わせください。

### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す

**対象** 市内在住で20歳未満の子を扶養するひとり親家庭の親またはその子で、次のすべてに当てはまる人

- 児童扶養手当の支給を受けているか、同程度の所得水準である
- 高等学校を卒業していない（中途退学を含む）
- 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要である

**対象講座** 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含み、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合や通信制高校を除く）

**給付金額** 受講修了時給付金＝講座を修了したときに受講費の4割を支給（上限10万円）、合格時給付金＝講座の修了後2年以内に高卒認定試験の全科目に合格したときに受講費の2割を支給（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

### CHECK! 高卒認定試験

合格すると、高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められ、大学・短大・専門学校の受験資格が得られます。詳しくは、文部科学省のホームページをご覧ください。



### 自立支援教育訓練給付金事業（予算がなくなり次第終了）

就職に結び付く可能性が高い講座を受講する

**対象** 市内在住で20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親で、次のすべてに当てはまる人

- 児童扶養手当の支給を受けているか、同程度の所得水準である
- 教育訓練を受けることが適職につくために必要である

**対象講座** 厚生労働大臣が指定する教育訓練講座

**給付金額** 講座の修了後に受講料の60%を支給（12,001円～20万円）

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給がある場合は差額を支給

### CHECK! 教育訓練講座

さまざまな講座があります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。



### 高等職業訓練促進給付金等事業（予算がなくなり次第終了）

就職に有利な資格を取得するため、養成機関で1年以上修業する

**対象** 市内在住で20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親で、次のすべてに当てはまる人

- 児童扶養手当の支給を受けているか、同程度の所得水準である
- 資格取得のため養成機関で1年以上修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 経済的事情により、就業または育児と修業の両立が困難である

**対象資格** 看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

**支給期間** 申請後の修業期間（上限48カ月）

**給付金額（月額）** 市民税非課税世帯＝10万円、市民税課税世帯＝70,500円

### 母子・父子自立支援プログラム

母子・父子自立支援員が、就職や転職を希望する人の状況や要望に合わせて、ハローワークと連携しながら就職などを支援します。

**対象** 市内在住で、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親（生活保護受給者を除く）

**とき** 月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分（祝日と年末年始を除く）